

湯沢市指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要領

平成31年2月25日

(趣旨)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、市長が行う指導及び監査について、基本的な事項を定めるものとする。

(指導及び監査の目的)

第2条 指導及び監査は、法、児童福祉法、秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年秋田県条例第30号）及び秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年秋田県条例第32号）が定める基準等（以下「基準等」という。）に対する自立支援給付対象サービス等の提供状況（以下「提供状況」という。）、適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言及び指導を行い、又は是正の措置を講ずることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、もって障害者（児）福祉の増進に寄与することを目的とする。

(指導方針)

第3条 指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを方針とする。

(指導形態)

第4条 指導の形態は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集団指導 障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集めて講習等の方法又はオンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等をいう。）を活用する方法により行う指導
- (2) 運営指導 障害福祉サービス事業者等の事業所において、原則、実地で行う指導

(指導対象の選定)

第5条 指導は、市内に事業所等を有する全ての障害福祉サービス事業者等を対象とし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次の各号に掲げる指導形態に応じて、おおむね当該各号に定める障害福祉サービス事業者等を選定して行うものとする。

(1) 集団指導

- ア 新たにサービスを開始してから1年未満の障害福祉サービス事業者等
- イ 前年度の実地指導の結果、適正な事業運営が確保されていると認められた障害福祉サービス事業者等
- ウ 当該年度の実地指導の対象外とされた障害福祉サービス事業者等

(2) 運営指導

- ア 前回の運営指導から2年を経過した障害福祉サービス事業者等又は新たにサービスを開始してから1年以上2年未満の障害福祉サービス事業者等
- イ 前号に掲げるもののほか、市長が特に運営指導が必要と認める障害福祉サービス事業者等

(指導方法等)

第6条 集団指導は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 指導通知 指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定し、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等通知するものとする。

- ア 集団指導の方法、日時及び場所
- イ 集団指導の出席者
- ウ 集団指導の内容等

(2) 指導 次に掲げる事項について指導を行うものとする。

- ア 自立支援給付対象サービス等の取扱い
- イ 自立支援給付に係る費用等の請求内容
- ウ 制度改正内容
- エ 障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等
- オ その他市長が必要と認める事項

2 運営指導は次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 指導通知 指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定し、あらかじ

め次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況等を確認することができないと認められる場合は、この限りでない。

ア 運営指導の根拠規定及び目的

イ 運営指導の日時及び場所

ウ 運営指導の指導担当者

エ 運営指導の出席者

オ 運営指導の際に準備すべき書類等

(2) 指導 2名以上の職員による指導班を編成し、国の定める指導指針別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類等の閲覧及び関係者との面談方式で指導を行う。

(3) 指導結果の通知 市長は、指導の結果、改善を要すると認められた場合は、後日文書により当該障害福祉サービス事業者等にその旨を通知するものとする。

(4) 改善報告書の提出 市長は、前号の通知を行った場合は、その日から30日以内に、改善報告書の提出を求めるものとする。

(運営指導から監査への変更)

第7条 市長は、運営指導中に提供状況等が次の各号のいずれかに該当すると

認められる場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行うものとする。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全を害する恐れがあると認められる場合

(2) 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

(指導後の措置等)

第8条 市長は、指導結果の通知および改善報告書の内容について、県に情報の提供を行うものとする。

2 市長は、指導結果の通知および改善報告書の内容について、原則として市のホームページに掲載し、市民に公表するものとする。

(監査の方針)

第9条 監査は、障害福祉サービス事業者等の自立支援給付対象サービスの内容又

は自立支援給付に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずることを方針とする。

（監査対象の選定）

第10条 監査は、次に掲げる情報を踏まえ、第7条に規定する場合のほか、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

（1）要確認情報

- ア 通報、苦情、相談等に基づく情報
- イ 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情
- ウ 自立支援給付費の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

（2）運営指導において確認した情報

（監査方法等）

第11条 市長は、前条の規定により選定された指定権限のある障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は監査を行う職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該障害福祉サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

- 2 市長は、指定権限のない指定障害者支援施設等設置者等について実地検査等を行う場合は、事前に当該実地検査等を実施する旨の情報提供を県に対し行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定による実地検査等において、指定基準違反等と認めるときは、文書によって県に通知を行うものとする。

（監査結果の通知等）

第12条 市長は、障害福祉サービス事業者等に対する監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項があったときは、後日文書により当該障害福祉サービス事業者等にその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により通知した事項について、当該障害福祉サービス事業者等に対し、文書により報告を求めるものとする。

（行政上の措置）

第13条 市長は、指定権限のある障害福祉サービス事業者等に指定基準違反等が認

められた場合は、法に基づき次に掲げる行政上の措置を行うことができる。

(1) 勧告

ア 市長は、法第49条第1項、第51条の28第2項及び児童福祉法第24条の35第1項の規定により、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

イ 市長は、当該障害福祉サービス事業者等が前号の措置に従わないときは、法第49条第3項、第51条の28第3項及び児童福祉法第24条の35第2項の規定により、その旨を公表することができる。

(2) 命令

ア 市長は、障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、法第49条第4項、第51条の28第4項及び児童福祉法第24条の35第3項の規定により、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

イ 市長は、前号の規定による命令をしたときは、法第49条第5項、第51条の28第5項及び児童福祉法第24条の35第4項の規定により、その旨を公示しなければならない。

(3) 指定の取消し等 市長は、指定基準違反等の内容が、法第50条第1項、第51条の29第2項及び児童福祉法第24条の36のいずれかに該当する場合においては、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

(聴聞等)

第14条 市長は、障害福祉サービス事業者等が前条の規定による命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(経済上の措置)

第15条 市長は、勧告、命令又は指定の取消し等を行った場合は、自立支援給付に係る費用等の全部又は一部について、法8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定により返還させるものとする。

2 市長は、取消処分等を行った場合は、自立支援給付に係る費用等の全部又は一部について、法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定により、返還金の額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるものとする。

3 前2項の規定は、指定権限のない障害福祉サービス事業者等が、勧告、命令又は指定の取消し等の処分に該当した場合において準用する。

(県への情報提供)

第16条 市長は、監査を実施した場合、県に対して、監査結果の通知及び処分等の内容について情報の提供を行うものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、指導及び監査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。